

博物館登録申請に必要な添付書類（長崎県教育委員会規則第8号 博物館法施行細則による）

|       | 要件   | 添付書類   |
|-------|--|--|
| 1-1   | 地方公共団体または独立行政法人（第4条第1項第1号ア）  | ・地方公共団体の場合は設置条例<br>・独立行政法人の場合は登記事項証明書  |
| 1-2   | 上記以外の法人（第4条第1項第1号イ）  | ・法人登記事項証明書   |
| 1-2-1 | 博物館を運営するために必要な経済的基盤を有すること  | ・民事再生法による民事再生手続きまたは会社更生法による会社更生手続きを受けていないことを宣誓する書類<br>・過年度決算書および予算書  |
| 1-2-2 | 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識または経験を有すること   | ・博物館運営を担当する役員の経歴および職歴がわかる書類<br>・設置者である法人およびその代表者等が自ら反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力との関係がないことを宣誓する書類                                     |
| 1-2-3 | 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を要すること   |  |
| 2     | 博物館資料の収集、保管および展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること（第4条第1項第3号ア） | ・設置条例、館が発行する印刷物やウェブサイト等の該当部分<br>・運営体制を示す組織図や業務分掌、職員名簿等   |
| 3     | 博物館資料の収集及び管理の方針を定め、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること（第4条第1項第3号イ）   | ・条例や定款、館則等（内規でも可）<br>・資料の分類体系を示した書類（様式第3号で代用可）   |
| 4     | 博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること（第4条第1項第3号ウ）                      | ・博物館資料の目録（一部で可）<br>〈動物園、水族館の場合は飼育展示生物のインベントリーやコレクションプラン等〉<br>・収蔵資料の活用（デジタルアーカイブの公開、収蔵庫公開、資料閲覧等）の状況を示す書類（ウェブサイト、パンフレット、年報等） |
| 5     | 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること（第4条第1項第3号エ）             | ・展示計画および実績、実施体制を示す書類<br>計画：事業計画<br>実績：展示図録、チラシ等広報媒体、年報等<br>体制：組織図、業務分掌、職員名簿等   |
| 6     | 単独で又は諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること（第4条第1項第3号オ）   | ・調査研究（教育普及を含む）の計画および実績、実施体制を示す書類<br>計画：事業計画等<br>実績：論文抜刷、調査報告書、研究紀要、年報、展示図録、広報物等<br>体制：組織図、業務分掌、職員名簿等                       |
| 7     | 博物館資料の管理運営を行うことができる館長が置かれていること（第4条第1項第4号ア）   | ・館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類（様式第4号で代用可）  |

1-2に該当する法人においては1-2-1～1-2-3の要件を証する書類をすべて添付すること

|    |  |  |
|----|--|--|
| 8  | 学芸員が置かれていること（第4条第1項第4号イ）   | ・学芸員有資格者の氏名、職務内容を示す書類（様式第4号で代用可）   |
| 9  | 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること（第4条第1項第4号ウ）                                     | ・職員の名簿および職務分掌を示す書類（様式第4号で代用可）<br>・博物館運営を行う組織の態様を示す書類   |
| 10 | 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること（第4条第1項第5号ア）    | ・博物館の事業に用いる建物および土地の図面<br>・博物館の事業に用いる建物および土地の保有形態（自ら所有もしくは借用）を証する書類<br>・借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を示す書類                                  |
| 11 | 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること（第4条第1項第5号イ）                     | ・利用者の安全および利便性の確保に対応している事項を示す書類（危機管理マニュアル、サービス等の方針、消防訓練や職員研修等の実績等）<br>・動物園、水族館等で特定動物（人の生命、身体、財産に害を加えるおそれのある動物）を飼養している場合は、特定動物飼養・保管許可証 |
| 12 | 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること（第4条第1項第5号ウ） | ・多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類（バリアフリー、ユニバーサル化の方針やマニュアル、対応の実績、該当設備の写真等）  |
| 13 | 博物館の場合1年を通じて150日以上開館し、相当施設の場合1年を通じて100日以上開館すること（第4条第1項第6号）                       | ・要覧やウェブサイト等の公表資料や日報、事業計画等  |